

(公社) 静岡県建築士会 御中

富士市長 小長井 義正
(都市整備部都市計画課)

都市再生特別措置法に基づく届出制度の周知について

日頃より、本市の都市計画行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、平成 31 年 4 月 1 日に都市再生特別措置法に基づく「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略(立地適正化計画)」の公表を予定しております。

戦略の公表に伴い、4 月 1 日以降に下記の行為を行う場合は、行為着手の 30 日前までに富士市への届出が必要となりますので、貴会会員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

記

届出の対象となる行為

1 住宅の建築などをする場合

- ・ 行為対象地の全てが居住誘導区域外で、次の対象行為を行う場合
- ・ 居住誘導区域と災害リスクが高い区域にまたがる区域で、次の対象行為を行う場合

| | 開発行為 | 建築行為 |
|------|---|---|
| 対象行為 | <ul style="list-style-type: none">・ 3 戸以上の住宅建築が目的の開発行為・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で その規模が 1,000 m²以上のもの | <ul style="list-style-type: none">・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合 |

2 都市機能誘導施設の建築などをする場合

- ・ 行為対象地の全てが都市機能誘導区域外で次の対象行為を行う場合
- ・ 都市機能誘導区域と災害リスクが高い区域にまたがる区域で、次の対象行為を行う場合

| | 開発行為 | 建築行為 |
|------|--|---|
| 対象行為 | <ul style="list-style-type: none">・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 |

3 都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合

- ・ 都市機能誘導区域内で、都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合には、届出が必要になります

※詳細については、別添チラシをご確認ください。なお、ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

富士市都市整備部都市計画課
都市政策担当 前田・新毛

電話 (0545) 55-2786

FAX (0545) 51-0475

E-Mail toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp